

報告第 1 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 3 月 1 0 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

委任専決第 1 号

損害賠償額の決定及び和解について

（理由）

令和 6 年 12 月 6 日、淡路県民局の駐車場にて発生した公用車による物損事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和 7 年 2 月 27 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 事故発生年月日

令和 6 年 12 月 6 日

2 事故発生場所

洲本市塩屋 2－4－5（淡路県民局駐車場内）

3 相手方、損害物件

別紙のとおり

4 和解条項

(1) 賠償額は別紙のとおりとする。

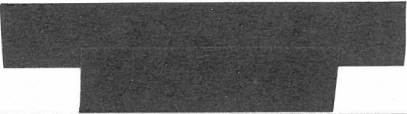
(2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しないことを確認する。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

公用車を駐車させるために後進していたところ、後方不注意により車両左後方部が駐車中の相手方車両右前方部ドアミラーに衝突し、右前方部のドアミラー、ドアパネル、ドアウインドガラス等を破損させた。

別紙

相 手 方	相手方の損害物件	賠 償 額
	自家用 軽四輪 (スズキ ハスラー)	4 1 9 , 8 4 0 円

